

公募説明資料
2022年6月

スマート農業産地モデル実証（ローカル5G）

消費税・法人税の仕組み

農研機構企画戦略本部研究統括部
スマート農業事業推進室

NARO

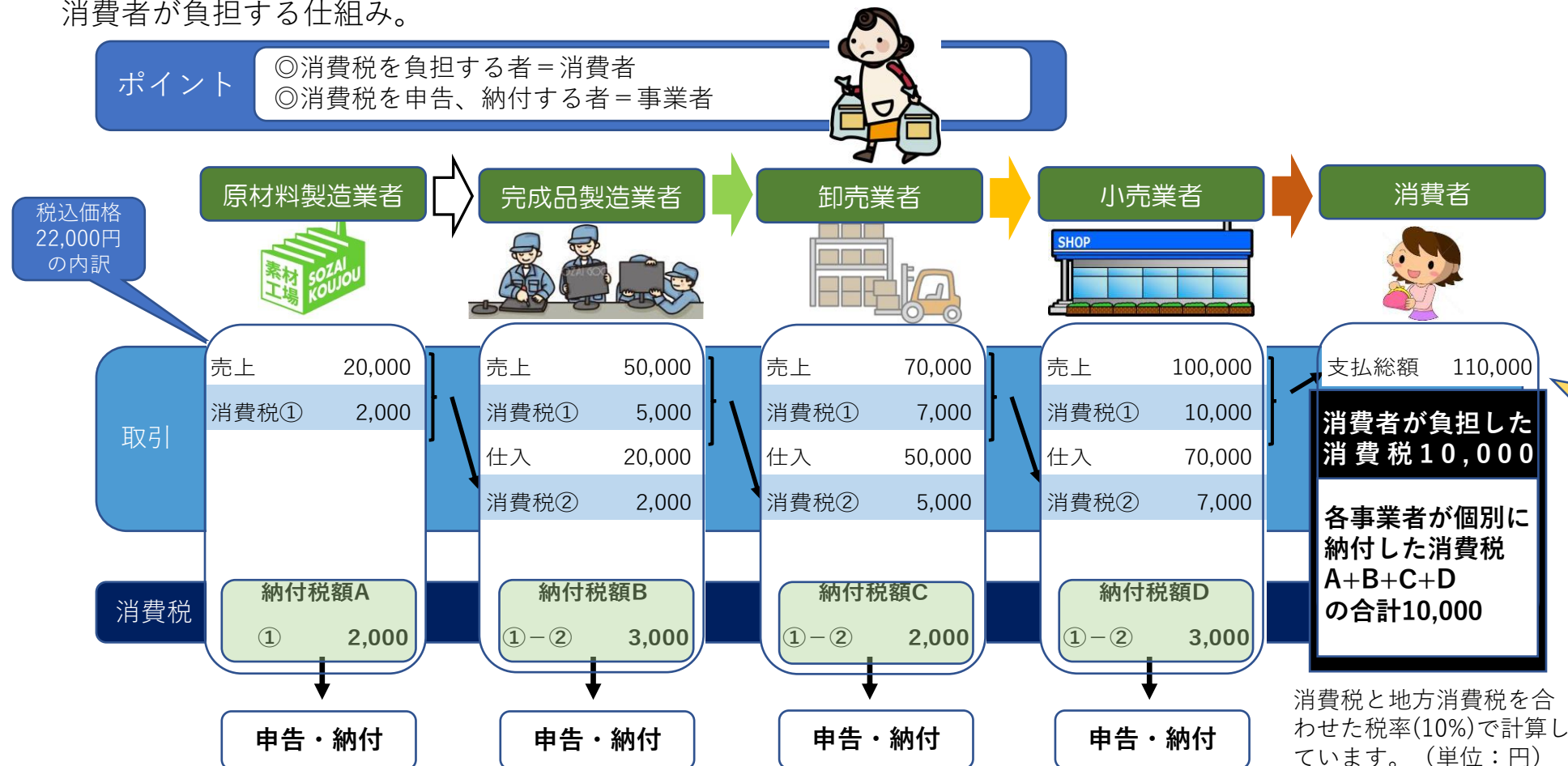
◆ 消費税の仕組み	1
(参考)課税売上・課税仕入	2
◆ 委託事業における消費税の仕組み	
○ 委託期間と法人の事業期間が同じ場合	5
○ 委託期間と法人の事業期間が異なる場合	6
◆ 消費税:免税／簡易課税制度	10
◆ 法人税の仕組み	11
◆ 委託事業のみで算定した場合の法人税	
○ 委託期間と法人の事業期間が同じ場合	12
○ 委託期間と法人の事業期間が異なる場合	14
◆ 知っておきたい個別事例	
○ 少額減価償却資産の損金算入	16
○ 一括償却資産の損金算入	16
○ 中小企業等経営強化法	17
○ 中小企業投資促進税制	19

消費税の仕組み

1. 基本的な仕組み

(1) 消費税の負担者

消費税は、事業者負担を求めるものではなく、税金分は事業者が販売する商品等に転嫁され、最終的に商品等を消費（購入）する消費者が負担する仕組み。



消費者は：
所得税のように
税務署に申告
(確定申告)し
て納税するの
ではなく、商品
を購入した時に
支払う

(2) 課税の仕組み

生産、流通の各段階で二重、三重に課税されないように課税売上に係る消費税から課税仕入に係る消費税額を控除する仕組み

(参考) 課税売上・課税仕入

消費税が課税される取引：「事業者」が「事業として」かつ「有償」で行われる資産の譲渡、資産の貸付及びサービスの提供などの取引

【課税売上】

- 成果を報告するなどの委託契約に基づく委託費収入
- 農産物及び加工品等の売上
- 中古機械等固定資産売却収入
- 家畜の売却収入



【課税仕入】

- 肥料、農薬、飼料等の仕入
- 消耗品等の購入
- 作業委託費用
- 税理士費用等の役務の費用
- 機械、建物等の固定資産の購入
- 家畜の購入

※固定資産の取得及び譲渡には消費税は課税されますが、減価償却費計上時には消費税は課税されません。

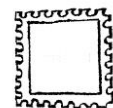
【不課税取引】

- 共済金収入（消費税基本通達5-2-4）
- 国または地方公共団体から受ける補助金、奨励金、助成金
- 給与、賃金（通勤手当を除く）
- 賦課金



【非課税取引】

- 土地の譲渡及び貸付、住宅の貸付
- 郵便切手類及び印紙証紙の譲渡



2. 納付税額の計算方法

(1) 税率

国税分の消費税の税率は、7.8%。このほか地方消費税が2.2%（国税の消費税額の22/78）が課税され、合わせた税率が10%となります。



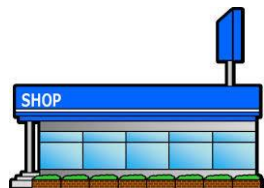
(2) 納付税額の計算方法

課税売上に係る 消費税額 課税売上高 × 7.8%	－	課税仕入に係る 消費税額 課税仕入高 × $\frac{7.8}{110}$ (税込み)	=	消費税額 (国税分) ①
消費税額（国税分） (7.8%)	×	$\frac{22}{78}$	=	地方消費税額 ②
消費税額 (国税分) ① 7.8%	+	地方消費税額 ② 2.2%	=	納付税額 10.0%



消費税の仕組み

例



消費税が課税される売上高	2,200万円（税込）
	2,000万円（税抜）
課税期間の課税仕入れ高	1,650万円（税込）
	1,500万円（税抜）

収入

支出

売上にかかる消費税額 200万円

仕入にかかる消費税額 150万円

差引納付税額 50万円

課税売上に係る
消費税額
 $2,000\text{万円} \times 7.8\%$
156万円

課税仕入に係る
消費税額
 $1,650\text{万円} \times \frac{7.8}{110}$
94.5万円

消費税額（国税分）
39万円

①

消費税額（国税分）
39万円

×

$\frac{22}{78}$

=

地方消費税額
11万円

②

消費税額（国税分）
39万円

+

地方消費税額
11万円

=

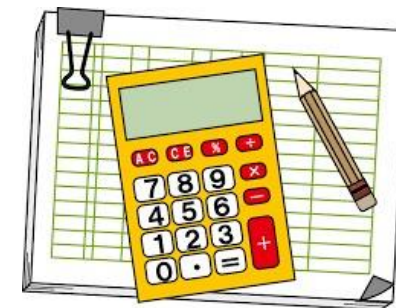
納付税額
50万円

10.0%

① 7.8%

② 2.2%

簡便な計算方法



委託事業における消費税の仕組み

－法人 その1－



例 1

委託期間令和3年4月1日～令和4年3月31日 = 法人の事業（課税）期間が同じ場合

委託契約期間
法人の事業期間



※売上としての計上日は、委託費の額の確定日＝令和4年3月31日

委託事業における課税売上高

=

委託費

11,000,000円（税込）

うち消費税 1,000,000円

預かっている
消費税

支出内訳

人件費 1,000,000円※不課税
旅 費 550,000円※課税仕入①
機械・備品費 8,800,000円※課税仕入②
消耗品費 550,000円※課税仕入③

納品日：令和2年7月1日

※ほかに消費税等相当額 100,000円

委託事業における課税仕入高

= ① + ② + ③ =

9,900,000円（税込）

うち消費税 900,000円

支払った
消費税

納税額

預かった消費税と支払った消費税の差額を納税

売上にかかる消費税額 1,000,000円

－

仕入にかかる消費税額 900,000円

=

納税額 100,000円

※留保している消費税相当額100,000円を財源に納付



委託事業における消費税の仕組み

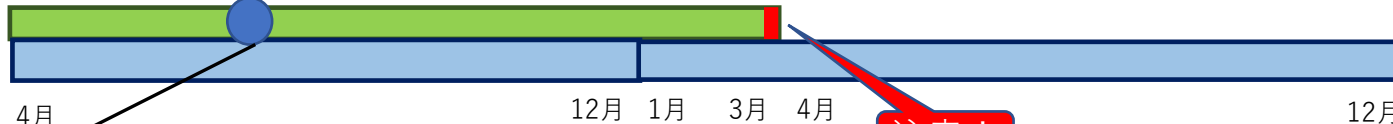
－法人 その2－



例2

委託期間令和3年4月1日～令和4年3月31日 ≠ 法人の事業（課税）期間が異なる場合

委託契約期間
法人の事業期間



※法人の事業期間＝課税期間 1月1日～12月31日

注意！

※売上としての計上日は、委託費の額の確定日＝令和4年3月31日

収入＝委託費概算払 令和3年7月1日 11,000,000円 前受金処理のため売上計上はしない
翌事業年度の売上に計上

注意！

【法人の1事業年度目】

支出内訳（令和3年4月1日～令和4年12月31日）※契約の内訳のうち当該事業年度に支出した額

人件費 750,000円※不課税

旅 費 412,500円※課税仕入①

機械・備品費 8,800,000円※課税仕入② 納品日：令和3年7月1日

消耗品費 412,500円※課税仕入③

※ほかに消費税等相当額 75,000円（※翌年度の申告に備え留保）

委託事業における課税仕入高 = ① + ② + ③ = 9,625,000円（税込）
うち消費税 875,000円

支払った
消費税

還付額 預かった消費税と支払った消費税の差額が還付される

売上にかかる消費税額 0円

－

仕入にかかる消費税額 875,000円

=

還付額 875,000円



委託事業における消費税の仕組み

－法人 その2－



例2

委託期間令和3年4月1日～令和4年3月31日

≠

法人の事業（課税）期間が異なる場合

委託事業における課税売上高

=

委託費

11,000,000円（税込み）

うち消費税 1,000,000円

預かっている
消費税

【法人の2事業年度目】

支出内訳（令和4年1月1日～令和4年12月31日）

人件費 250,000円※不課税

旅費 137,500円※課税仕入①

消耗品費 137,500円※課税仕入②

※ほかに消費税等相当額 25,000円

委託事業における課税仕入高

= ① + ② =

275,000円（税込み）

うち消費税 25,000円

支払った
消費税

納税額

預かった消費税と支払った消費税の差額を納税

売上にかかる消費税額 1,000,000円

－

仕入にかかる消費税額 25,000円

=

納税額 975,000円

前年度還付額875,000円 + 消費税相当額計100,000円の計975,000円と同額

※消費税相当額75,000円 + 25,000円 = 100,000円



委託事業における消費税の仕組み

－法人 その3－



例 3

委託期間令和3年4月1日～令和4年3月31日 ≠ 法人の事業（課税）期間が異なる場合

委託契約期間
法人の事業期間



※法人の事業期間＝課税期間 10月1日～9月30日

注意！

※売上としての計上日は、委託費の額の確定日＝令和4年3月31日

収入＝委託費1年目委託費概算払 令和3年7月1日 11,000,000円 前受金処理のため売上計上はしない
翌事業年度の売上に計上

注意！

【法人の1事業年度目】

委託費支出内訳（令和3年4月1日～令和3年9月30日）※契約の内訳のうち当該事業年度に支出した額

人件費 500,000円※不課税

旅費 275,000円※課税仕入①

機械・備品費 8,800,000円※課税仕入② 納品日：令和3年7月1日

消耗品費 275,000円※課税仕入③

※ほかに消費税等相当額 50,000円（※翌年度の申告に備え留保）

委託事業における課税仕入高 = ① + ② + ③ = 9,350,000円（税込）
うち消費税 850,000円

支払った
消費税

還付額 預かった消費税と支払った消費税の差額が還付される

売上にかかる消費税額 0円

－ 仕入にかかる消費税額 850,000円

= 還付額 850,000円



委託事業における消費税の仕組み

－法人 その3－



例3

委託期間令和3年4月1日～令和4年3月31日

≠

法人の事業（課税）期間が異なる場合

委託事業における課税売上高

=

委託費

11,000,000円（税込み）

うち消費税 1,000,000円

翌事業年度
売上計上

預かっている
消費税

【法人の2事業年度目】

支出内訳（令和3年10月1日～令和4年3月31日）

人件費 500,000円※不課税

旅費 275,000円※課税仕入①

消耗品費 275,000円※課税仕入②

※ほかに消費税等相当額 50,000円

委託事業における課税仕入高

= ① + ② =

550,000円（税込み）

うち消費税 50,000円

支払った
消費税

納税額

預かった消費税と支払った消費税の差額を納税

売上にかかる消費税額 1,000,000円

－

仕入にかかる消費税額 50,000円

=

納税額 950,000円

前年度還付額850,000円 + 消費税相当額計100,000円の計950,000円と同額

※消費税相当額50,000円 + 50,000円 = 100,000円



消費税：免税／簡易課税制度

【免税】

基準期間※の課税売上高が1,000万円以下の場合には、納税義務が免除されます。

※基準期間

個人事業者の場合：その年の前々年

法人事業者の場合：その事業年度の前々事業年度



【簡易課税制度】

消費税の納付税額は、通常、「課税売上等に係る消費税額」－「課税仕入等に係る消費税額」で計算します。

しかし、その課税期間の前々年又は前々事業年度(以下「基準期間」という。)の課税売上高が5,000万円以下で、簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を事前（前年度末まで）に提出している事業者は、実際の課税仕入等の税額を計算することなく、課税売上高から仕入控除税額の計算を行うことができる簡易課税制度の適用を受けることができます。

この制度は、仕入控除税額を課税売上高に対する税額の一定割合とするというものです。この一定割合をみなし仕入率といい、売上げを卸売業、小売業、製造業等、サービス業等、不動産業及びその他の事業の6つに区分し、それぞれの区分ごとのみなし仕入率を適用します。

農業は、第三種事業（製造業等）に該当し、仕入率は70%です。

課税仕入高が低いときは簡易課税制度がお得

【例】 課税売上高 1100万円（税込） 課税仕入高 330万円（税込）

通常の計算 「課税売上に係る消費税」－「課税仕入に係る消費税」＝100－30＝70万円【納税額】

簡易課税制度適用 課税売上高1000万円（税抜）×70%＝課税仕入高＝700万円（税抜）

1000万円（税抜）－700万円（税抜）＝300万円（税抜）

300万円（税抜き）×10%＝30万円【納税額】



40万円
お得！

法人税：法人の儲けである所得に対して課税される税金（国税）※個人事業者の所得税に相当

【普通法人】＝全所得が「原則課税」

株式会社、有限会社、合資会社など
資本金1億円以下の法人は税率を軽減

【公益法人】＝原則「非課税」

ただし、収益事業から生じた所得は課税対象
公益社団法人、公益財団法人、学校法人、
国立研究開発法人の一部（農研機構ほか）など

【公共法人】＝「非課税」

地方公共団体、国立大学法人、地方独立行政法人、
国立研究開発法人の一部（国際農林水産業研究センターほか）など

【協同組合等】＝原則「課税」軽減税率適用

農業協同組合、生活協同組合など

収益事業

継続して事業場を設けて行われるもの

物品販売業、物品貸付業、製造業、通信業、運送業、倉庫業、請負業、料理飲食業ほか全33種類の事業

法人税の計算方法

法人税は、会社の（損益計算上の）「利益」ではなく、（「益金」－「損金」の）「所得」に対して課税されます。

計算した課税対象となる所得（課税所得）に対して、所定の税率を掛けて、そこから控除額など差し引いたものが、納付する法人税額となります。

＜法人税の計算式＞ 法人税額＝課税所得×法人税率
地方法人税額＝基準法人税額×税率

委託事業のみで算定した場合の法人税

－法人 その1－



例 1

委託期間令和3年4月1日～令和4年3月31日 = 法人の事業（課税）期間が同じ場合

委託契約期間
法人の事業期間



【法人の1事業年度目】 4月

3月

※売上としての計上日は、委託費の額の確定日＝令和4年3月31日

益金 = 委託費 11,000,000円（税込）

内訳

人件費 1,000,000円①
旅費 550,000円②
機械・備品費 8,800,000円③ 納品日：令和3年7月1日
消耗品費 550,000円④

※ほかに消費税等相当額 100,000円

損金 = ① + ② + ③のうち減価償却費9/12月分 + ④

※③の減価償却費 例：機械装置 税法上の耐用年数7年 税込処理

【定率法】 $8,800,000円 \times 0.286 \times 9/12 \div 1,887,600円$

① + ② + ③の減価償却費9/12 + ④ = $1,000,000 + 550,000 + 1,887,600 + 550,000 = 3,987,600円$

※③の減価償却費 例：機械装置 税法上の耐用年数7年 税込処理

【定額法】 $8,800,000円 \times 0.143 \times 9/12 \div 943,800円$

① + ② + ③の減価償却費9/12 + ④ = $1,000,000 + 550,000 + 943,800 + 550,000 = 3,043,800円$

法人税

課税所得 $\times 23.2\%$ （資本金5億円未満の場合は800万円までは15%）

$11,000,000円 - 3,987,600円 \div 7,012,000円$ （課税所得：千円未満切り捨て）

※定率法の場合

法人税額 = $7,012,000円 \times 15\% \div$ 納税額1,051,800円（百円未満切り捨て）

地方法人税額 = $1,051,000円 \times 4.4\% \div$ 納税額46,200円（百円未満切り捨て）

※法人税額の千円未満切り捨て

法人税計 = 1,098,000円

ここでは委託事業のみで算定していますが、法人税申告には色々な調整（益金算入、益金不算入、損金算入、損金不算入）がありますので、申告の際には注意が必要！

※借入金（その返済金）は、益金（損金）に算入されません。



例 1

〔委託事業翌年度令和4年4月1日～令和5年3月31日〕 = 〔法人の事業（課税）期間が同じ場合〕

法人の事業期間



【法人の2事業年度目】 4月

3月

益金

=

委託費

0円

※：計算の便宜上「0円」にしています。



※：2年度目以降は、取得した機械・備品を**引き続き使用している場合**に減価償却費を損金算入できます。

損金

=

前年度取得した機械・備品の減価償却費12/12月分

※減価償却費 例：機械装置 税法上の耐用年数7年 税込処理
【定率法】 $(8,800,000\text{円} - 1,887,600\text{円}) \times 0.286 \div 1,976,946\text{円}$

※減価償却費 例：機械装置 税法上の耐用年数7年 税込処理
【定額法】 $8,800,000\text{円} \times 0.143 \div 1,258,400\text{円}$

法人税

課税所得 $\times 23.2\%$ （資本金5億円未満の場合は800万円までは15%）
課税所得 = 0円 - 1,976,946円 $\neq$ 0円（マイナスのため）

※定率法の場合

法人税 納付なし



委託事業のみで算定した場合の法人税

－法人 その2－



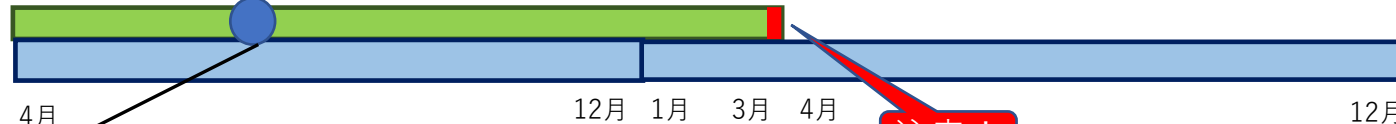
例 2

令和3年4月1日～令和4年3月31日

≠

法人の事業（課税）期間が異なる場合

委託契約期間
法人の事業期間



【法人の1事業年度目】

※法人の事業期間＝課税期間 1月1日～12月31日

注意！

※売上としての計上日は、委託費の額の確定日＝令和4年3月31日

益金

収入＝委託費概算払 令和2年7月1日 11,000,000円
令和3年12月末では委託契約が未成（令和4年3月31日が完了日）のため
令和3年12月末時点では委託費は売上（益金）計上されない（前受金処理）
※翌事業年度の益金に計上

支出内訳（令和3年4月1日～令和3年12月31日）※契約の内訳のうち当該事業年度に支出した額

人件費 750,000円① ※便宜上予算額の9/12を支出したとしています。以下同じ
旅 費 412,500円②
機械・備品費 8,800,000円③ 納品日：令和3年7月1日
消耗品費 412,500円④

※ほかに消費税等相当額 75,000円

ここでは委託事業のみで算定していますが、法人税申告には色々な調整（益金算入、益金不算入、損金算入、損金不算入）がありますので、申告の際には注意が必要！
※借入金（その返済金）は、益金（損金）に算入されません。

損金

＝ 令和3年12月末では委託契約が未成（令和4年3月31日が完了日）のため、令和3年12月末時点では、委託費は売上（益金）計上されません（前受金あるいは仮受金処理）ので損金算入もされません。

法人税

納付なし



委託事業のみで算定した場合の法人税

－法人 その2－



例2

令和4年4月1日～令和5年3月31日

≠ 法人の事業（課税）期間が異なる場合

【法人の2事業年度目】

益金 = 委託費 11,000,000円（税込） ※令和4年3月31日 売上処理 受託収入←前受金

支出内訳（令和3年4月1日～令和4年3月31日）※売上計上日までの支出内訳

人件費 1,000,000円①
旅 費 550,000円②
機械・備品費 8,800,000円③ 納品日：令和3年7月1日
消耗品費 550,000円④

※ほかに消費税等相当額 100,000円

損金 = ① + ② + ③のうち減価償却費9/12月分 + ④

※減価償却費 例：機械装置 税法上の耐用年数7年 税込処理

【定率法】 $8,800,000円 \times 0.286 \times 9/12 \div 1,887,600円$

① + ② + ③の減価償却費9/12 + ④ = $1,000,000 + 550,000 + 1,887,600 + 550,000 = 3,987,600円$

※減価償却費 例：機械装置 税法上の耐用年数7年 税込処理

【定額法】 $8,800,000円 \times 0.143 \times 9/12 \div 943,800円$

① + ② + ③の減価償却費9/12 + ④ = $1,000,000 + 550,000 + 943,800 + 550,000 = 3,043,800円$

法人税 課税所得 $\times 23.2\%$ （資本金5億円未満の場合は800万円までは15%）

※定率法の場合

$10,800,000円 - 3,987,600円 \div 7,012,000円$ （課税所得：千円未満切り捨て）

法人税額 = $7,012,000円 \times 15\% \div$ 納税額1,051,800円（百円未満切り捨て）

地方法人税額 = $1,051,000円 \times 4.4\% \div$ 納税額46,200円（百円未満切り捨て）

※法人税額の千円未満切り捨て 法人税計 = 1,098,000円

ここでは委託事業のみで算定していますが、法人税申告には色々な調整（益金算入、益金不算入、損金算入、損金不算入）がありますので、申告の際には注意が必要！

※借入金（その返済金）は、益金（損金）に算入されません。



少額減価償却資産の損金算入

- ① 取得価額が**10万円未満の減価償却資産**は、事業の用に供した日の属する事業年度において**全額損金算入可能**
- ② 中小企業者への特例※中小企業者（資本金1億円以下（または出資を有しない法人）かつ従業員数1000人以下の法人）または農業協同組合等
令和4年3月31日までに取得した取得価額が**30万円未満の減価償却資産**は、各事業年度の取得価額の合計額300万円を上限に事業の用に供した日の属する事業年度において**全額損金算入可能**

資産管理は必要！

一括償却資産の損金算入

※大企業または少額減価償却資産であって年間の取得価額の上限300万円を超過した資産に適用

取得価額が**20万円未満の減価償却資産**は、事業の用に供した日の属する事業年度を含めて3年間で均等に償却＝**損金算入可能**

1日だけ事業に使用した資産も取得価額の1/3に相当する金額が損金算入される←日割計算が不要！



固定資産台帳

中小企業等経営強化法

「中小企業等経営強化法」の認定を受けた中小企業者等（青色申告書が必要）が、経営力向上計画に基づき、一定の金額以上の生産等設備（特定経営力向上設備等）を新規取得し、指定事業の用に供した場合は、**即時償却**または**取得価額の10%**（資本金3000万円以上1億円以下の法人は7%）**相当額の税額控除**のいずれかが選択可能。

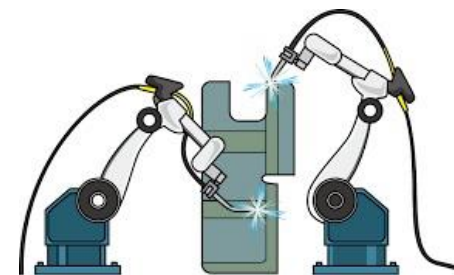
【経営力向上設備等】

A類型：生産性向上設備：「販売開始時期要件」と「生産性向上要件（ソフトウェアは適用なし）」のいずれも満たす設備

一定期間内に販売されたモデルで、生産性（生産効率、エネルギー効率、精度など）が旧モデルと比較して年平均1%以上向上している設備であることについて工業会等の証明が必要です。

★ 生産性向上設備（A類型）の対象設備 ★

設備の種類	取得価額要件	販売開始時期
機械装置	1台または1基の取得価額が160万円以上	10年以内
工具	1台または1基の取得価額が30万円以上	5年以内
器具備品	1台または1基の取得価額が30万円以上	6年以内
建物附属設備	一の取得価額が60万円以上	14年以内
一定のソフトウェア	一の取得価額が70万円以上	5年以内



中小企業者等：青色申告法人である中小企業者（資本金の額又は出資金の額が1億円以下、資本又は出資を有しない法人は、常勤従業員1,000人以下の法人）又は農業協同組合 ※農事組合法人は、対象外です。

B類型：収益力強化設備：収益力強化設備であることについて経済産業大臣の事前確認を受けた投資計画に記載された投資の目的達成のために必要不可欠な設備

設備を取得する前に、その設備投資の効果として年平均「投資利益率」が5%以上となることが見込まれること、および投資目的に必要な設備であることについて経済産業省の確認を受ける必要があります。

$$\text{投資利益率} = \frac{\text{「営業利益＋減価償却費」の増加額}}{\text{設備投資額}}$$

★ 収益力強化設備（B類型）の対象設備 ★

設備の種類	取得価額要件
機械装置	1台または1基の取得価額が160万円以上
工具	1台または1基の取得価額が30万円以上
器具備品	1台または1基の取得価額が30万円以上
建物附属設備	一の取得価額が60万円以上
一定のソフトウェア	一の取得価額が70万円以上



農林水産省：中小企業等経営強化法による支援に関するホームページ
http://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/keiiryoku_koujou.html

中小企業投資促進税制

中小企業者等（青色申告書が必要）が、**令和4年度末までに対象資産※を新規取得**し、指定事業の用に供した場合は、**取得価額の30%相当額の特別償却または取得価額の7%相当額の税額控除**のいずれかが選択可能。

※税額控除は資本金3000万円以下の特定中小企業等に限り適用されます。

税額控除額は、当期の法人税額の20%相当額が限度。なお、控除しきれない金額については、翌1年間の繰越控除が可能です。

★ 対象資産と取得価額要件 ★

資 産	取得価額要件
機械装置	1台または1基の取得価額が160万円以上
工具	1台の取得価額が120万円以上、または、1台の取得価額が30万円以上、かつ、複数合計120万円以上
一定のソフトウェア	一の取得価額が70万円以上、または、複数合計70万円以上
車両運搬具	貨物自動車（車両総重量3.5トン以上）

農林水産省：農業者への税制支援（一覧表）に関するホームページ

<http://www.maff.go.jp/j/aid/zeisei/nou/index.html>

中小企業者等：青色申告法人である中小企業者（資本金の額又は出資金の額が1億円以下、資本又は出資を有しない法人は、常勤従業員1,000人以下の法人）又は農業協同組合

※農事組合法人も対象になりますが、みなし大規模法人は対象になりませんのでご注意ください。



委託費は補助金ではありません。
圧縮記帳は認められません。

原則として、通常通り課税されます。



どんな軽減税率が適用されるか
どのような節税対策ができるか

実際に適用を受ける場合には、税理士
等にご相談ください。

